

相生市遺跡分布地図及び地名表

例 言

- 1 本図表は、昭和58年度に作成した「相生市遺跡分布地図及び地名表」をもとに、平成23年度及び平成24年度の2ヶ年をかけて、市内にのこる遺跡を再調査したものを収録しました。
- 2 この分布地図に記された遺跡はすべて文化財保護法第2条にいう文化財であり、保護対象となるものです。従って開発事業を行う場合は、市教育委員会との事前協議を必要とします。
なお、この分布地図以外に未発見の埋蔵文化財も多く予想されるので開発事業の際に、埋蔵文化財が発見された場合は、市教育委員会へ速やかに届出をお願いします。
- 3 この分布地図の作成に当たって、遺跡を4種類（城跡、古墳、集落址その他、窯跡）に分けています。なお、窯跡は数も多いため、別地図で記載しました。
- 4 地図については、北部、中部、南部の3地区に分け、1000m方眼を組み、横にA・B・Cの記号をつけました。地名表の地図番号の項は、該当遺跡がどの方眼に所在するかを表しています。ただし、窯跡はこの限りではありません。
- 5 地図の遺跡番号と一覧表のNo.は一致しています。
- 6 遺跡番号は「兵庫県遺跡地図（平成23年3月31日 兵庫県教育委員会発行）」によります。
- 7 須恵器の窯跡を考古学用語としては、「窯跡」・「古窯跡」・「窯址」・「古窯址」などがありますが、本遺跡分布地図では「窯跡」の用語を用いています。
- 8 地図は、相生市発行のもので25,000分の1、10,000分の1（共に株式会社ワールド調整平成16年3月修正分）を使用しました。
- 9 研究者の便宜をはかるため、分布地図には消滅した遺跡も含めました。

10 図面記号

城跡（A）	凸
古墳（B）	● 現存 ○ 消滅
集落址その他（C）	▲ または□
窯跡	● 現存 ○ 消滅
須恵器散布地	×

- 11 表中の旧台帳とは、「特別地域埋蔵文化財 遺跡分布地図及び地名表（昭和48年3月31日 兵庫県教育委員会発行）」のことで。
- 12 この地図に記されている完全消滅とは、土木工事や発掘事業等により現存していないもののことで、消滅とは、土砂崩れや水害等による天災により崩壊したものをいいます。（古墳の一覧表に限ります。）
- 13 窯跡一覧表のアルファベットのIの表記がないのは、アラビア数字の1との混同をさけたためです。
- 14 本図表の作成は、下記の調査委員の分布調査結果を相生市教育委員会生涯学習課が編集しました。

分布調査にあたっては、下記の方々のご指導とご協力を得、ご教示を頂きました。記して感謝いたします。

亀田 修一（岡山理科大学教授）、白石 純（岡山理科大学教授）、森内秀造（兵庫県まちづくり技術センター調査第2課長）、横山 聖（岡山理科大学院生）、鈴木 豊彦（元相生市文化財保護審議会会長）、河井 孝幸（相生市文化財保護審議会委員）（敬称略）等、その他多くの地元の方々の協力を得て作成しました。

相生市遺跡分布地図及び地名表
平成25年3月発行
編集・発行 相生市教育委員会
印 刷 ミカミプリント